別記様式第５号（開示をしない旨の決定通知書）（第２９条関係）

熊大総務第　　号

令和　年　月　日

（開示請求者）　様

国立大学法人熊本大学長

**保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）**

令和　年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第２項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人熊本大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人熊本大学を被告として、熊本地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＜本件連絡先＞

熊本大学総務部総務課

　（担当者名）

電　話:０９６－３４２－３１２３

　ＦＡＸ:０９６－３４２－３１１０

別記様式第３号（第２９条関係）

**開示をしない旨の決定通知書の記載要領**

**１　「開示請求に係る保有個人情報の名称等」**

　　開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

**２　「開示をしないこととした理由」**

　　開示をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する不開示理由は全て提示する。

　　なお、不開示とする理由及びその記載例は、次のとおり。

（１）　不開示に該当する場合

　　（例：開示請求のあった保有個人情報は、法第７８条第１項第３号イに該当し、開示することにより、本学の競争上の地位を害するおそれがあるため、不開示とした。）

（２）　不存在の場合

　　（例：開示請求のあった保有個人情報は、令和○年○月○日に文書保存期間（○年）が経過したので廃棄したため、不開示とした。）

（３）　開示請求書に形式上の不備がある場合

　　（例：開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報の特定がされていないことから不開示とした。）

（４）　存否応答拒否をする場合

　　（例：開示請求のあった保有個人情報は、その存否を答えることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められることから、法第８１条の規定により開示請求を拒否する。）

（５） 「本件連絡先」

　　　 担当課等名、担当者及び連絡先を記載する。